

(保安機関認定更新申請に係る誓約書)

(法人の場合の誓約書例)

誓 約 書

- 1 当社及び業務を行う役員全員が液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第30号各号に規定する欠格条項に該当していません。
- 2 当社の役員及び構成員の構成は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第31条第3号で規定された、保安業務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれはありません。
- 3 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第31条第4号で規定された、保安業務以外の業務が保安業務の的確な遂行に支障を及ぼすおそれはありません。
- 4 緊急時対応に係る一般消費者等の範囲については、従前の申請又は届出内容と変更ありません。

上記に掲げるとおりであることを誓約します。

年 月 日

(総合)振興局長 様

住 所
名 称
代表者名



(備 考)

- 1 上記1中「業務を行う役員」とは、株式会社の取締役、合名会社の業務執行役員、公益法人の理事等をいい、法人の業務の監査に当たる者は、法人の役員ではあるが、ここにいう「業務を行う役員」には該当しない。
- 2 上記2中「保安業務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれ」がある場合とは、原則として、役員及び構成員のうち次に掲げる者の合計の割合が3分の1を超える場合をいう。
液化石油ガス供給機器若しくは消費機器を製造する事業を主たる事業として行っている者
又はその役職員
液化石油ガス供給機器若しくは消費機器を販売する事業を主たる事業として行っている者
又はその役職員
液化石油ガス設備工事業を主たる事業として行っている者又はその役職員
- 3 上記2中「構成員」とは、社団法人の社員、合名会社及び合資会社並びに有限会社の社員、株式会社の株主、事業協同組合又は農業協同組合等の組合員等をいう。
- 4 上記3中「法律第31条第4号で規定された、保安業務以外の業務が保安業務の的確な遂行に支障を及ぼすおそれがない」とは、保安業務以外の業務を行う場合であっても的確に保安業務を行う体制を整えていることをいい、具体的には以下のような場合が考えられる。
保安機関が供給機器若しくは消費機器の製造、販売若しくは修理、安全機器の販売又は液化石油ガス設備工事等の液化石油ガスの販売に係る業務も兼業しているときに、保安業務の委託を行った液化石油ガス販売事業者又は一般消費者等の便益を不当に害さないように、保安業務部門の保安業務資格者、充てん作業員及び調査員を保安業務に専従する体制としたり、保安業務とそれ以外の業務を兼務する場合であっても、その区分を明らかにして業務を行うことを当該法人内で義務づけること等の措置を講じている場合。
保安機関が店舗経営等を兼業しているときに、保安業務資格者である店舗経営者が店舗における業務を行う場合であっても、従業員を雇用することにより保安業務を行う時間帯(緊急時対応については終日)に店舗を離れることができるようにすること等の措置を講じている場合。